

2009年3月2日

お客様各位

株式会社日本航空インターナショナル
全日本空輸株式会社
日本貨物航空株式会社

IATA規則改訂に伴うリチウム金属、リチウムイオン電池取り扱いについて(訂正)

IATA 危険物規則書 50 版の補遺(2008 年 12 月 23 日付)が発行されたことおよび IATA よりリチウム電池輸送に関するガイダンス(2009 年 2 月 6 日付)が発行されたことに伴い、一部内容を変更しております。変更点につきましては、文中青文字で表記しております。

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は航空輸送の安全につきご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2009 年 1 月 1 日発効の IATA 危険物規則書 50 版(以下 IATA DGR)にてリチウム電池に関する規則が改訂される予定です。基本的には、IATA 危険物規則書に則り、取り扱いをいたしますが、一部、解釈のちがいにより航空会社の運用が統一されないケースも想定されます。つきましては、航空輸送の安全を確保し、円滑なハンドリングを実施することを目的とし、下記のとおり、取り扱いを統一致します。ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. リチウム電池包装基準 Part 1 に基づく輸送(NOT RESTRICTED)について

1)該当する各包装基準/Packing Instruction (PI 965、966、967、968、969 及び 970)の中の Part 1 の要件をご確認下さい。

2)運送状(Air Waybill)への記載

下記の内容を 運送状(AWB)にご記入下さい。但し、記入スペース等の関係で、難しい時は、別紙にご記入いただいても構いません。その時は、①から④の項目全てを別紙にご記入下さい。この場合でも①については、必ず運送状にもご記入下さい。なお、別添1の 4、7 に該当する場合にIATA危険物規則書では記入を求めておりませんが、円滑なハンドリングを目的とし、お客様がPart 1 の包装要件を満たしたことをお示しいただけるよう、①について運送状へのご記入をお願いいたします。

①リチウム電池が含まれていること及び各包装基準のPart 1 の扱いであることについて、次のいずれかをご記入下さい。

Lithium ion batteries or cells, NOT RESTRICTED as per PI 9xx Part1. または、

Lithium metal batteries or cells, NOT RESTRICTED as per PI 9xx Part1. もしくは、

Lithium ion and metal batteries or cells, NOT RESTRICTED as per PI 9xx Part1.

② 万が一、包装物がダメージを受けたとき火災の危険があるため取り扱いに注意が必要であることについて、次の例を参考にご記入下さい。

例) This package must be handled with care and a flammability hazard exists, if the package is damaged.

③ 包装物がダメージを受けた時の対処法等、包装基準の要件に従い英文でご記入下さい。

例) Do not damage or mishandle this package. If package is damaged, batteries must be protected so as to prevent short circuit.

④ 追加情報の必要な時の連絡先電話番号をご記入下さい。

例) Contact TEL Number : 81-476-33-XXXX (日本)

1-800-424-XXXX 1-703-527-XXXX(米国) など。

3) 包装物の落下試験

包装基準の中で、落下試験要件のあるものは、必ず落下試験(1.2m)に合格した包装をご使用下さい。特に、機器と電池を同梱する場合は、機器を含む状態での落下試験が課せられます。尚、試験結果の保存をお願い致します。何らかの異常が認められた時、また事故が発生した場合、航空会社または、管轄する公的機関より、提出を求められることがあります。

4)リチウム電池取扱ラベルの貼付

①Lithium ion battery ②Lithium metal battery ③Lithium ion and metal battery と記載したラベルの貼付が必要です。

IATA DGR7.4.8 FIGURE 7.4.I の仕様の Lithium Battery Label は 2 面にまたがる事のないように貼付して下さい。包装物のサイズ等により 1 つの面に貼付することが難しい時は、十分なサイズの別の包装物をご用意下さい。

但し、機器に組み込まれた電池を輸送する場合、電池がセルであれば 4 個以下、又は組電池であれば 2 個以下の場合、当該ラベルの貼付は免除されます。(別添 1 項番 4、7)

5)Watt-hour の表記

リチウムイオン組電池(100Wh 以下)は、Watt-hour rating を、電池ケース外表面に表記する必要があります。但し、2008 年 12 月 31 日以前に製造されたリチウムイオン電池については、2010 年 12 月 31 日まで表記が免除されます。

6)新旧マーキング、ラベリングの重複について

~~移行期間中に出荷される貨物については、2008 年 12 月 31 日までの現行規定で求められているマーキング(ラベルとして貼付されている場合も含む)と新しいラベルがパッケージ上で重複していても、特に問題はありません。但し、2009 年 1 月 1 日以降は、すみやかに新ラベルのみに統一していただけます。お願いいたします。(重複期間については、特に定めておりません。)~~

~~新旧マーキング、ラベリングが重複する時は、双方の表示内容に翻訳の出ない様、ご注意下さい。(一方の表示が Lithium ion Battery、他方が Primary Lithium Battery 等内容物に食い違ひのあるケースなど)~~

7)梱包(パッキング)とオーバーパック

梱包とは、「電池単体」、「機器と電池(同梱)」または、「機器に組み込まれた電池」を収めた航空輸送に耐える、また各包装基準を満足する最小単位の梱包を指します。また、この梱包は各包装基準(Packing Instruction)の中で求められる、Strong Outer Packaging にあたります。

ラベルの貼付、数量制限、落下試験(必要な場合)は最小単位の梱包に課されます。

最小単位の梱包をオーバーパックする(便宜上 1 個以上の梱包を一纏めにする)ことは可能です。オーバーパックした場合、オーバーパックの数が AWB 上の個数となります。

オーバーパックする場合で、オーバーパック内の包装物に貼付されたリチウム電池取扱ラベルが視認できない場合には、オーバーパック上に「OVERPACK」のマーキングをすると共に、リチウム電池取扱レベルを再表示願います。(IATA のガイダンスドキュメントに従い、PI966 および PI969 についても同様の取り扱いをお願いいたします)

8)その他

政府および運航者例外規定(State & Operator variations)にもご注意下さい。特に米国規定 USG-02 では、UN3090 - (Primary/non-rechargeable) lithium metal batteries and cells の旅客機での輸送を禁止しています。また、UN3091 - (Primary /non-rechargeable) lithium metal batteries and cells packed with or contained in equipment についても、49CFR 関連規定に適さない包装物は旅客機での輸送が禁止されています。

2. リチウム電池包装基準 Part 2 に基づく輸送について

該当する各包装基準/Packing Instruction (PI 965、966、967、968、969 及び 970) の Part 2 に記載の要件をご確認下さい。

3. その他 詳細につきましては、各航空会社にお問合せ願います。

4. 別紙1 リチウム金属・リチウムイオン電池取扱早見表

(リチウム電池包装基準 Part 1 に基づくラベル、表示、AWB)

以上

非危険物扱いの要件				
	電池単体	機器同梱の電池	機器に組み込まれた電池	
イオン電池 Ion Battery	1 (PI 965)	2 (PI 966)	5個以上のセルまたは、3個以上の組電池	3 (PI 967)
			4個以下のセルまたは、2個以下の組電池	4 (PI 967)
金属電池 Metal Batteries	5 (PI 968)	6 (PI 969)	5個以上のセルまたは、3個以上の組電池	7 (PI 970)
				8 (PI 970)

リチウム電池取り扱いラベル

IATA危険物規則書50版
FIGURE 7.4.I

項番	電池ケース外装へのWh表示	リチウム電池取り扱いラベル	書類要件
1	必要。組電池100Wh以下の み、但し2008年12月31日以前に製造された組電池は、2010年12月31日までは免除	要	①パッケージがリチウムイオン電池を含んでいること ②パッケージがダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ③パッケージがダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ④追加情報の必要な時の連絡先電話番号
2	不要		①パッケージがリチウム金属電池を含んでいること ②パッケージがダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ③パッケージがダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ④追加情報の必要な時の連絡先電話番号
3		不要	
4	必要。組電池100Wh以下の み、但し2008年12月31日以前に製造された組電池は、2010年12月31日までは免除		①パッケージがリチウムイオン電池、及び/またはリチウムメタル電池を含んでいること (当記載はIATA危険物規則書では求められておりませんが、円滑なハンドリングの為、ご記入いただきますようお願いいたします)